

平成25年度

官庁営繕関係予算概要

平成25年2月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

# 目 次

## 第1 平成25年度官庁営繕関係予算の概要

1. 基本方針	2
2. 予算額総括	2
3. 予算の重点化	3

## 第2 主要事項

1. 防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保	4
(1) 官庁施設の耐震化の推進	4
(2) 官庁施設の津波対策の推進	6
2. 既存官庁施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消	8
3. PFI手法の活用による官庁施設の整備	9
4. 官庁施設における木材利用の促進	10

## 第3 平成25年度官庁営繕関係予算総括表

平成25年度官庁営繕関係予算総括表	11
-------------------	----

### <参考資料>

(1) 官公庁施設の建設等における国土交通省の役割	12
(2) 国家機関の建築物の概要	13
(3) 官庁施設における耐震安全性の目標	14
(4) 阪神・淡路大震災における被害事例	15
(5) 東日本大震災における被害事例	16
(6) 霞が関団地一団地の官公庁施設の概要	17

## 第1 平成25年度官庁営繕関係予算の概要

### 1. 基本方針

官庁施設の整備については、老朽化した施設が今後増大していく中、既存施設の有効利用を図りつつ、災害に対する安全・安心の確保等に的確に対応することが重要である。

このため、平成25年度においては、国民の命と暮らしを守るため、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等に備えた官庁施設の地震・津波対策の推進により、防災拠点となる官庁施設等の安全性を確保する。

また、既存施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消については、緊急的に整備の必要があるものに限定して実施し、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保する。

### 2. 予算額総括

<b>官庁営繕関係予算総額</b>	<b>38,782百万円</b>
〔 官庁営繕費	17,700百万円
〔 特定国有財産整備費	21,082百万円

※上記のほか、東日本大震災復興特別会計に計上する復旧対策事業として714百万円、PFI事業の金利の支払い等に必要な経費として1,356百万円がある。

### 3. 予算の重点化

官庁施設の地震・津波対策の推進による防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保に重点化し、限られた予算で最大限の効果の発現を図る。

#### **復興・防災対策**

＜東日本大震災の教訓を踏まえた地震・津波対策＞

**防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保**

**8, 622百万円（1. 11）**

#### (1) 官庁施設の耐震化の推進

建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び防災拠点としての所要の耐震性能を満たしていない防災合同庁舎等について、人命の安全の確保及び災害応急対策活動の拠点施設としての防災機能の強化と災害に強い地域づくりを図るため、総合的な耐震安全性を確保する。

#### (2) 官庁施設の津波対策の推進

東日本大震災における官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」を踏まえ、津波襲来時において一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

## 第2 主要事項

### 1. 防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保

#### (1) 官庁施設の耐震化の推進

建築物の耐震化対策は、政府全体の緊急の課題であり、このため、公共建築物については、中央防災会議決定や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく告示（平成18年1月25日）等により、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むこととされている。

官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全の確保の観点から、平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標としている。このため、既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）の耐震化を行うとともに、東日本大震災における官庁施設の被害状況を踏まえ、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能（Ⅰ類1.5、Ⅱ類1.25）を確保するための耐震化を行う。

耐震化対策に当たっては、構造体のみならず、外壁・建具などの建築非構造部材及び建築設備を含む建築物全体として、総合的な耐震安全性を確保するための整備を実施する。

## 【平成27年度末の耐震化の目標】

- すべての既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）について建築基準法に基づく耐震性能を確保
- 全体では官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割（面積率）

## 【官庁施設の耐震化の状況】

区分	公表施設	耐震化済施設【官庁基準】	
		(平成23年度末)	率(面積)
I類	約245万㎡（159棟）	約199万㎡（108棟）	81%
II類	約216万㎡（933棟）	約180万㎡（799棟）	83%
III類	約308万㎡（1,561棟）	約263万㎡（1,373棟）	85%
合計	約770万㎡（2,653棟）	約641万㎡（2,280棟）	83%

(注) 国土交通省が整備等を所掌する国家機関の建築物のうち災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等について、平成18年～平成20年に耐震性の現況及び今後の耐震化の目標を公表。

## 【官庁施設における耐震安全性の目標】

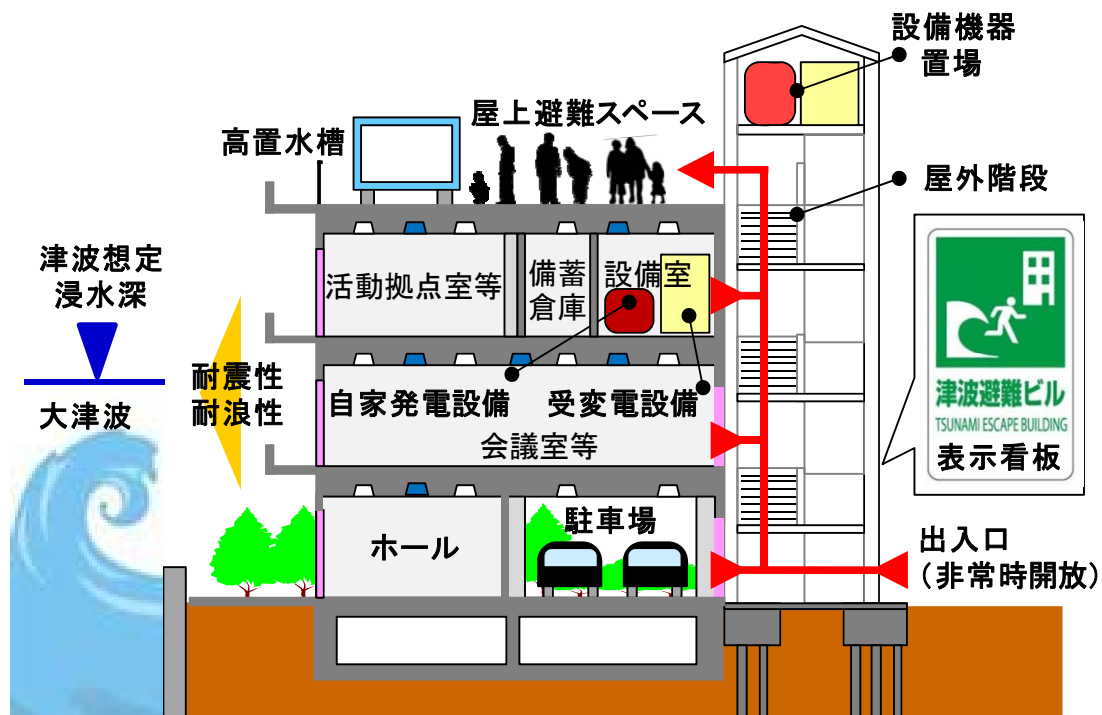
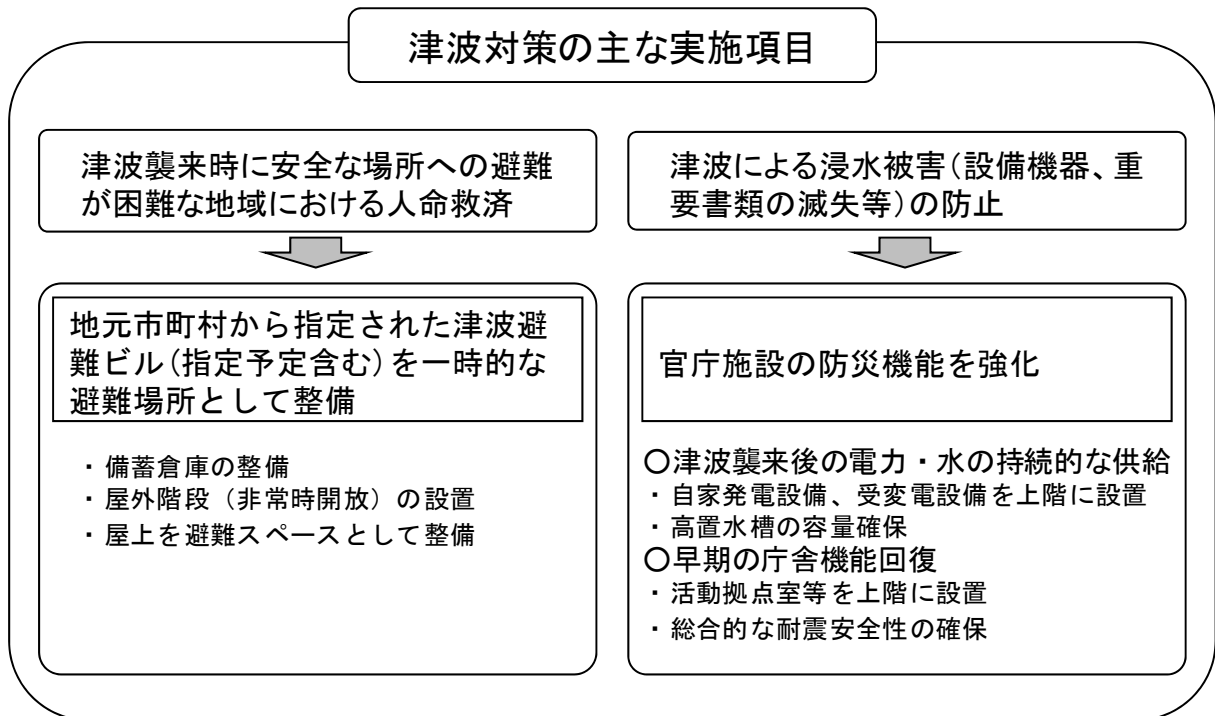
災害対策基本法における行政機関の区分に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を3つ（I、II、III類）に分類し、それぞれ耐震性能を規定している。

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1.5 (I類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局 等】
1.25 (II類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（I類に属するものを除く）等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1.0 (III類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

## (2) 官庁施設の津波対策の推進

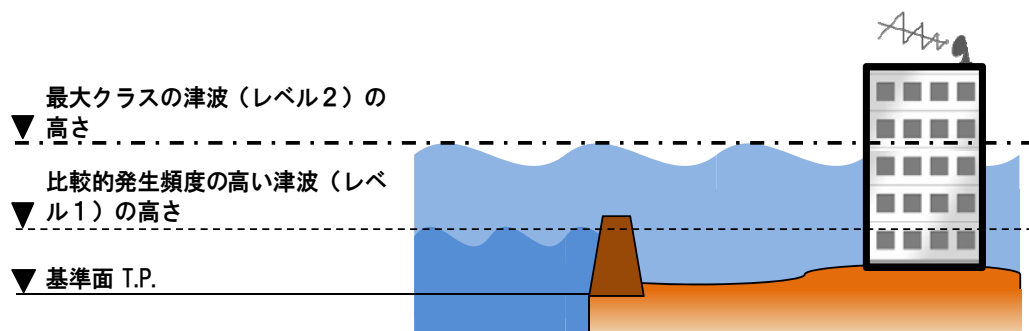
東日本大震災における官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」を踏まえ、津波襲来時において一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。



【官庁施設における津波対策(イメージ図)】

## 【大津波を想定した官庁施設の機能確保の考え方】

- 津波のレベルに応じた業務上の機能確保の目標を設定
- ソフトとハードが連携した一体的な津波対策を推進



### 比較的发生頻度の高い津波 (レベル1)に対する目標

- ・在庁者の安全確保を最優先とし、津波の収束後に各機関の業務の早期再開を可能とする。



海岸保全施設等の整備状況を踏まえ、必要に応じ、当面の対策を実施

#### ○ソフト対策

- (施設管理者が実施)
- ・津波襲来時の避難計画の策定 等

#### ○ハード対策

- (官庁施設の津波対策で実施)
- ・上階への主要室等の配置 等

### 最大クラスの津波 (レベル2)に対する目標

- ・在庁者の安全確保を最優先とし、災害応急対策活動を可能とする。



「減災」の考え方に基づき、ソフト対策と連携し、地域ニーズに配慮したハード対策を実施

#### ○ソフト対策

- (施設管理者が実施)
- ・津波襲来時の避難計画の策定
  - ・災害応急対策活動の実施に関する運用規則の策定 等

#### ○ハード対策

- (官庁施設の津波対策で実施)
- ・自家発電設備、受変電設備を上階に設置
  - ・高置水槽の容量確保
  - ・活動拠点室等を上階に設置
  - ・総合的な耐震安全性の確保
  - ・備蓄倉庫の整備
  - ・屋外階段(非常時開放)の設置
  - ・屋上を避難スペースとして整備 等



## 2. 既存官庁施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消

危険箇所や老朽・狭隘が生じている既存官庁施設のうち、特に緊急的に対応が必要なものについて整備を行うことにより、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保する。

### 【危険箇所の例】

落下のおそれがあるタイル



〔外壁落下による事故発生のおそれがあり、外壁改修が必要〕

エレベーター着床時の段差



〔事故発生のおそれがあり、エレベーター設備の更新が必要〕

### 【老朽箇所の例】

腐食した給水管



〔給水管の腐食による漏水のため、給水設備の改修が必要〕

老朽した建具



〔雨水の浸入や開閉困難等の不具合があり、建具の更新が必要〕

### 3. P F I手法の活用による官庁施設の整備

民間の資金・経営能力等のノウハウを活用して低廉で良質な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図るP F I手法の活用による官庁施設の整備を実施する。

#### 【P F I手法の活用による官庁施設整備の具体例】



【中央合同庁舎第8号館（イメージ図）】

#### 中央合同庁舎第8号館整備等事業

建設予定地 : 東京都千代田区永田町1丁目

事業期間 : 平成21～平成35年度

施設完成予定時期 : 平成26年3月

## 4. 官庁施設における木材利用の促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月1日に施行され、官庁施設についても、率先して木材利用の促進に努める必要がある。このため、エントランスホールや会議室等の内装の木質化を行い、木材利用の促進を図る。

### 【構造体に木材を利用した施設の事例】



横浜植物防疫所つくば圃場(事務・検査棟)

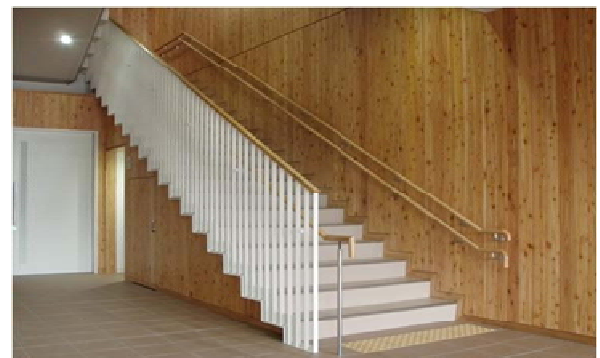


京都御苑(公園休憩所)

### 【内装に木材を利用した施設の事例】



大津びわ湖合同庁舎(エントランス)



長野地方法務局上田支局(エントランス)

### 第3 平成25年度官庁営繕関係予算総括表

#### 平成25年度官庁営繕関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	平成25年度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	倍 率 (A/B)
(一般会計)			
<b>官庁営繕費</b>	<b>17,700</b>	<b>16,842</b>	<b>1.05</b>
中央官庁庁舎	3,588	3,588	1.00
合同庁舎	617	752	0.82
一般庁舎	418	292	1.43
施設特別整備	11,884	11,242	1.06
設計監理費等	1,193	968	1.23
( 財政投融资特別会計 特定国有財産整備勘定 )			
<b>特定国有財産整備費</b>	<b>21,082</b>	<b>18,919</b>	<b>1.11</b>
<b>合 計</b>	<b>38,782</b>	<b>35,761</b>	<b>1.08</b>

(注) 1. 上記のほか、PFI事業の金利の支払い等に必要な経費として1,356百万円(前年度1,498百万円)がある。

2. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定期有財産整備計画に基づき実施される既往の事業(未完了事業)は、当該事業が完成するまでの間、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。

#### (参考) 平成25年度東日本大震災復興特別会計予算総括表

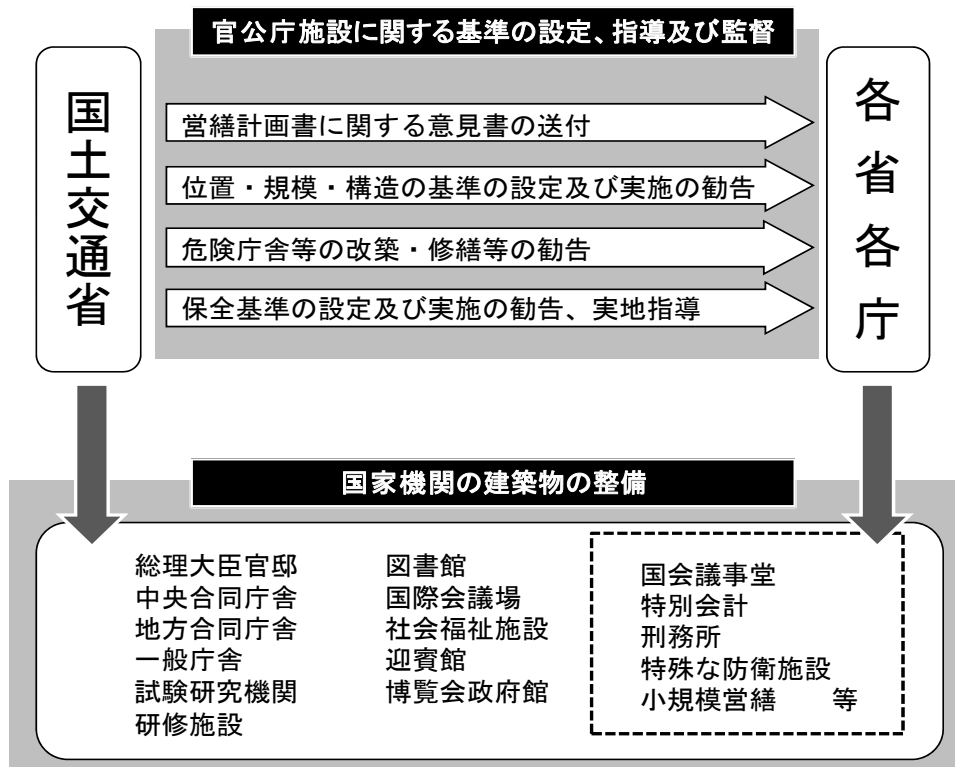
(単位：百万円)

区 分	平成25年度 予 算 額 (A=B+C)	前 年 度 予 算 額		倍 率 (A/D)			
		復旧・復興 (B)	全国防災 (C)		復旧・復興 (E)	全国防災 (F)	
<b>官庁営繕費</b>	<b>714</b>	<b>714</b>	<b>0</b>	<b>3,739</b>	<b>588</b>	<b>3,151</b>	<b>0.19</b>

## <参考資料>

### (1) 官公庁施設の建設等における国土交通省の役割

- 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）※に基づき、各省各庁の事務庁舎など、国家機関の建築物の整備を行う。
- 各省各庁の長から送付される営繕計画書に対する意見書を送付する。
- 位置・規模・構造の基準の設定及び実施の勧告を行う。
- 危険庁舎等の改築・修繕等の勧告を行う。
- 保全の基準の設定、勧告、実地の指導を行う。

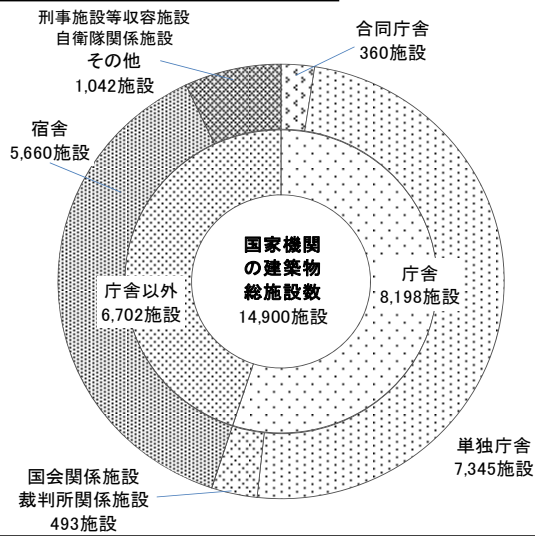


※官公庁施設の建設等に関する法律（抄）

- 第十条 国費の支弁に属する次に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、国土交通大臣が行うものとする。
- 一 一団地の官公庁施設に属する国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）
  - 二 合同庁舎の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びへに掲げるものを除く。）
  - 三 前二号に掲げるもの並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるもの以外の建築物の営繕又は附帯施設の建設
    - イ 衆議院議長又は参議院議長の所管に属する議事堂の営繕及びその附帯施設の建設
    - ロ 特別会計（東日本大震災復興特別会計を除く。）に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設
    - ハ 受刑者を使用して実施する刑務所その他の収容施設の営繕及びその附帯施設の建設
    - ニ 復旧整備のための学校の営繕及びその附帯施設の建設
    - ホ 防衛省の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設
    - へ 建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円を超えないもの
  - 四 第一号又は第二号に掲げる建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情により国土交通大臣以外の各省各庁の長が行うことを相当とする建築物の営繕若しくは附帯施設の建設又は土地若しくは借地権の取得については、当該各省各庁の長が国土交通大臣と協議してこれを行うことができる。

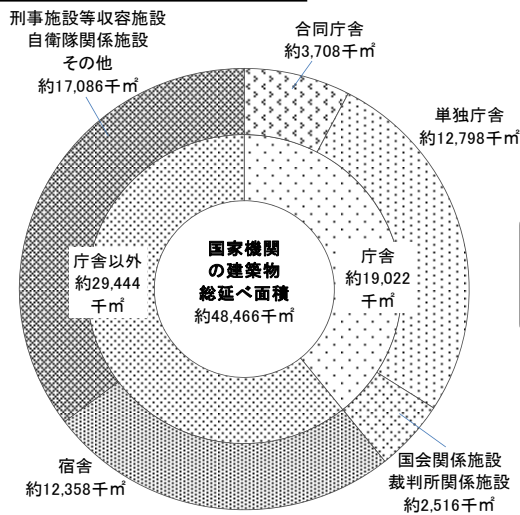
## (2) 国家機関の建築物の概要

### (1) 施設数



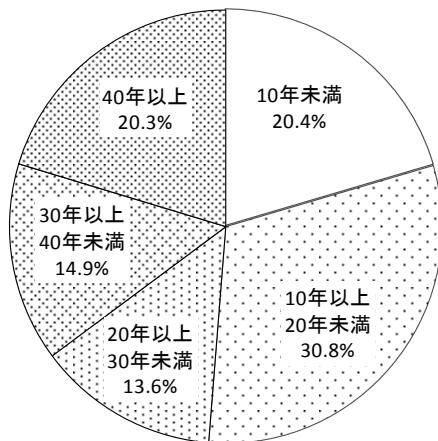
総施設数は、14,900施設。  
うち、庁舎に該当する施設は、8,198施設で全体の約55%。

### (2) 延べ面積



総延べ面積は、約48,466千㎡。  
うち、庁舎に該当する面積は、19,022千㎡で全体の約39%。

### (3) 経年別延べ面積



築後30年以上のものは、全体の約35%。

※すべての国家機関の建築物を対象とする（公有及び民有建築物の借用等を除く。）。

※複数の建築物が1敷地内に所在する場合は、1施設として計上する。

※平成24年7月現在国土交通省調べ。

### (3) 官庁施設における耐震安全性の目標

災害対策基本法における行政機関の区分等に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を分類し、それぞれ耐震性能を規定している。

#### ○構造体の耐震安全性の目標

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1. 5 (Ⅰ類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察庁、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局 等】
1. 2.5 (Ⅱ類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（Ⅰ類に属するものを除く）等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1. 0 (Ⅲ類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

#### ○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A類	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B類	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

#### ○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

#### (4) 阪神・淡路大震災における被害事例

##### ○建築基準法に基づく耐震性能を満たしている施設の被害事例

###### 【神戸第2地方合同庁舎の被災状況】



〔柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した〕

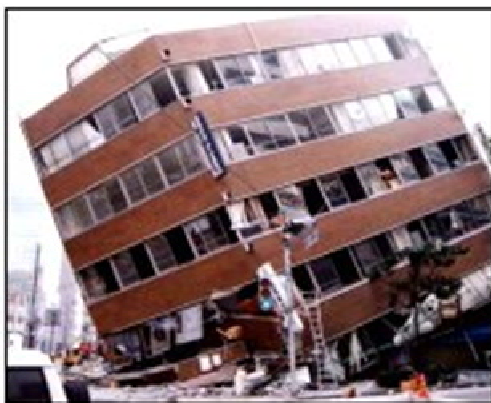


内部の被災状況

神戸第2地方合同庁舎  
(第五管区海上保安本部、神戸地方法務局他)  
建物完成 : 昭和60年5月  
震度 : 7  
(平成7年1月17日 阪神・淡路大震災)  
被災前の耐震性能  
・耐震性能評価値 : 1.01  
応急復旧日 : 平成7年1月30日  
本格復旧日 : 平成9年3月20日

##### ○建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない建物の被害事例

(総務省消防庁のホームページより引用)



事務所ビル1, 2階の崩壊



店舗1階柱の圧壊



## (5) 東日本大震災における被害事例

### ○津波による被害事例



くん蒸庫(右)が車庫(左)に衝突



事務室浸水



庁舎周囲の地盤流出



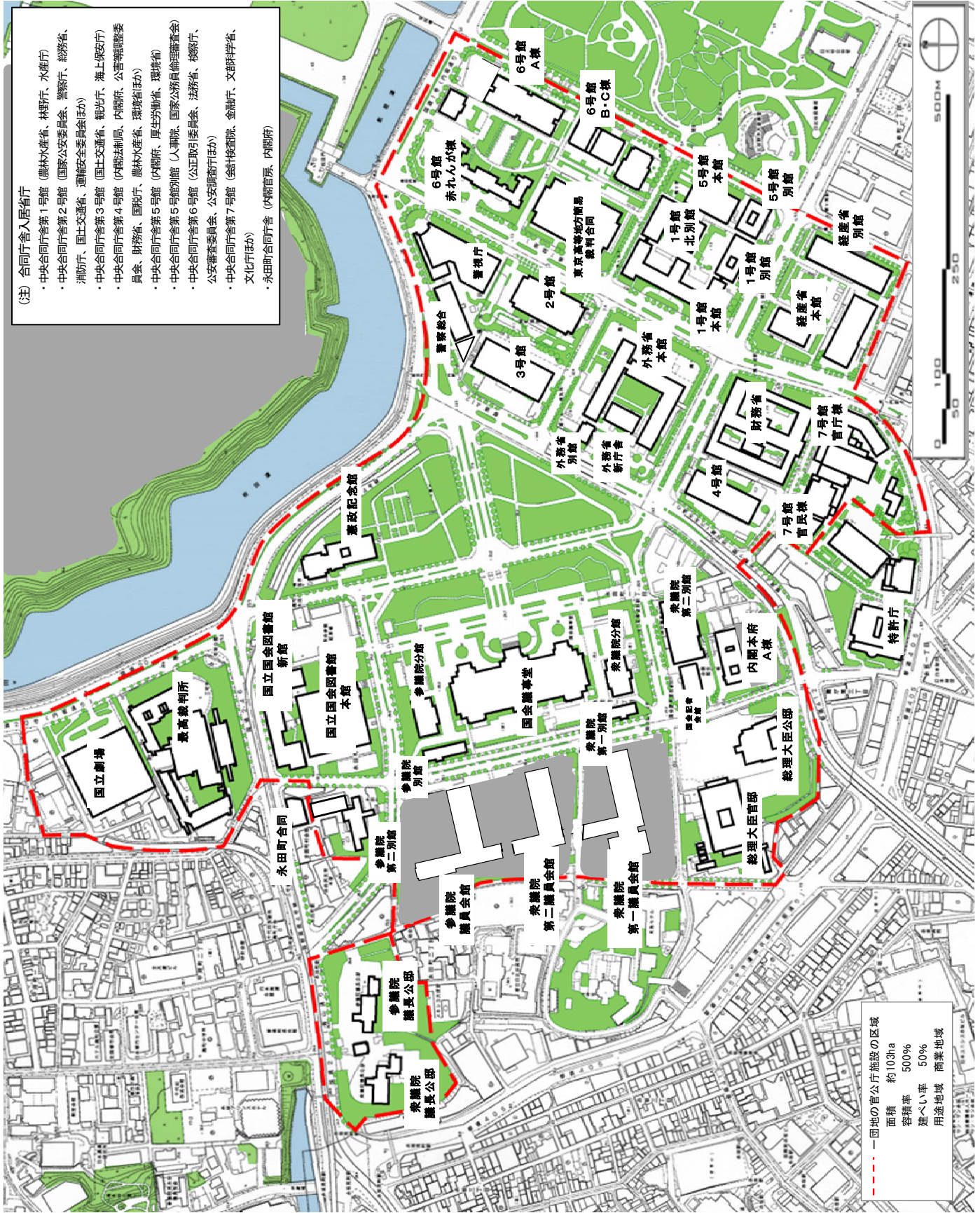
建物基礎が露出

### ○液状化による被害事例



庁舎が液状化被害を受け、  
外構の地盤全体が沈下。

## (6) 霞が関団地一団地の官公庁施設の概要



(この冊子は、再生紙を使用しています。)